

高齢者・
障害者の
ための

～司法書士がお応えします～

成年後見相談会

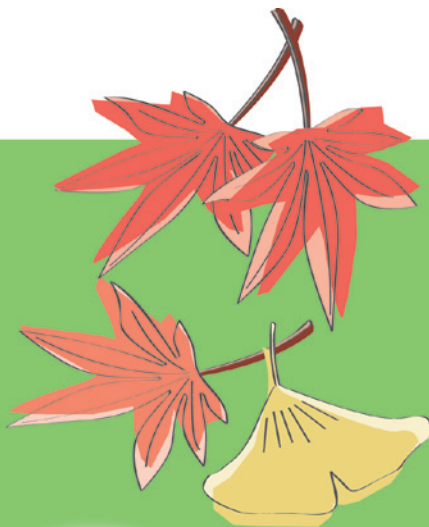


相談は**無料**です。

日本司法書士会連合会

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート

自分のこと、家族のこと
これからのこと
相談してみてもいい？



成年後見制度は、
権利や財産を守る
身近なしくみです。

ひとり暮らしの
今後は不安だ。

知的障害を持つ
子どもの将来が
心配。

遺産分割協議を
したいけれど、
相続人の一人が
認知症でできない…。

母の年金が勝手に
使われているみたい。
どうしよう…。

ご相談は
お気軽に!!

簡裁訴訟代理等関係業務を行うのに必要な能力を有すると法務大臣が認定した司法書士は、簡易裁判所の事物管轄(140万円以下)の民事事件の法律相談や代理を行うことができます。